

令和6年6月18日

会員各位

近畿税理士会 和歌山支部
支部長 坂本 忠進

令和6年第2回支部懇談会(R6.6.5開催)につきまして
下記のとおりご報告いたします。
よろしく願いいたします。

和歌山税務署からの周知・依頼事項

【担当：総務課】

- 1 事業者の業務のデジタル化について
(別添1「税務を起点とした社会全体のDXの推進」参照)
- 2 e-Taxの推進について
 - ・ webアンケート(令和6年6月30日まで実施)
(別添2「法人税の電子申告は、4社に3社がALL e-Taxです!」)
- 3 税務職員募集について
 - (1) 申込受付期間
令和6年6月14日(金)～6月26日(水)
 - (2) 第一次試験日
令和6年9月1日(日)
(別添3「令和6年度税務職員採用試験要領について」参照)
 - (3) 国税専門官1DAY仕事体験
(別添4「国税専門官1DAY仕事体験開催案内」参照)

1 事業者の業務のデジタル化について

前回の支部懇談会でもお伝えしたとおり、国税庁では、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」を公表し、従前の「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化等」に、新たに「事業者のデジタル化促進」を加えております。別添資料P1をご覧ください。

税務手続のデジタル化だけでなく、日頃行う業務や事務処理もデジタル化されることにより、事業者の皆様において正確性の向上や書類保存コストの低減等が期待されます。

皆様方におかれましては、関与先の事業者に対しまして、この別添資料もご活用していただきながら、業務のデジタル化について機会あることにご提案していただくようお願いします。

2 e-Taxの推進について

ALL e-Taxを各事業者様に推進していただいたところではございますが、国税庁においては、利用者の皆様にアンケートを実施しております。別添資料P2のとおり、e-TaxHPにおいてアンケートがございますので、今後の利便性向上のために、是非ご回答の程よろしくお願いします。また、本年4月1日から開始した税理士による電子通知の代理受領について、e-Taxでの送信後に、受信通知に表示されたエラーメッセージに関する問い合わせが多いことから、e-TaxHPの「よくある質問」へ掲載されますので、是非ご活用ください。

3 税務署職員募集について

令和6年6月14日から令和6年度の税務職員の募集が開始されます。

別添資料P4の募集要領を御覧ください。

皆様におかれましては、税務職員という仕事がこういったものかよくご存じであると思います。もし、税理士会の皆様の御親戚や知人で受験資格に該当するような方がいらっしゃいましたら、税務職員の魅力を伝えていただき是非とも税務職員の受験を勧めていただければと思います。

また、別添資料P5ページとおり、国税専門官の仕事体験を国税局で行いますので、機会あることに紹介の程よろしくお願いします。

【担当：総務課】

4 令和6年度 租税教室開催（予定を含む）状況について

（令和6年5月末現在）

区分	小学校	中学校	高等学校	合計
学校数	54 ^校	26 ^校	14 ^校	94 ^校
開催校数	21	1	0	22
	47	3	2	52
開催回数	47 ^回	2 ^回	0 ^回	49 ^回
	102	4	4	110
開催校割合	87.0 [%]	11.5 [%]	14.3 [%]	55.3 [%]

内書きは、近畿税理士会和歌山支部からの講師派遣である。

参考 令和5年度

開催校割合	和歌山	88.9 [%]	38.5 [%]	21.4 [%]	64.9 [%]
	大阪局	67.5	30.2	18.4	

2

4 令和6年度租税教室開催状況について

皆様方には、従前より租税教室への講師派遣について深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

ご覧の表は、令和6年5月末現在において開催した学校及びこれから開催予定の学校数と開催回数であります。開催校数と開催回数の内書が皆様に講師派遣をしていただき数字になります。開催校数・回数ともに多くのご支援をいただき重ねて御礼を申し上げます。

令和6年度はまだ始まったばかりでございます。我々といたしましても、これから租税教室の勧奨を行い、開催校割合を上げたいと思いますので、引き続き皆様方のご協力を賜りますようお願いいたします。

【担当：総務課】

5 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて

(1) 実施時期

令和7年1月から

(2) 申告書等の提出事実等の確認方法

申告書等の提出事実・提出年月日は、e-Tax受信通知や申告書等情報取得サービスなどで確認可能

(別添5「令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて」参照)

6 令和6事務年度の業務センター室の設置場所及び対象署について

名称	大阪国税局業務センター大手前分室
設置場所	大阪合同庁舎第1号館
対象署	西・港・住吉・東住吉・西成・東・南岸和田・泉大津・泉佐野・富田林

3

5 申告書等の控えへの收受日付印の押なつ見直しについて

e-Taxの更なる利用拡大、DXへの推進のため環境設備を行い、来年からの事務運営を円滑に行うため、大変重要な見直しとなっておりますので、関与先の納税者の方々に対しましてご周知いただきますとともに、重ねてe-Taxの利用拡大、DXへの推進をしていただきますようよろしくお願いいたします。

6 令和6事務年度の業務センター室の設置場所及び対象署について

令和6事務年度から対象署11署について、業務センター室が設置されることとなっております。つきましては、申請書等の郵送による提出先について、対象署の顧問先等に周知していただくなどご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【担当：管理運営部門】

1 予定納税額期限等の周知について

(1) 納期限について

第1期分予定納税 納期限・・・令和6年9月30日(月)

第2期分予定納税 納期限・・・令和6年12月2日(月)

(2) 口座振替日について

第1期分予定納税 振替日・・・令和6年9月30日(月)

第2期分予定納税 振替日・・・令和6年12月2日(月)

(3) 減額申請提出期限

第1期分予定納税 減額申請提出期限・・・令和6年7月31日(水)

第2期分予定納税 減額申請提出期限・・・令和6年11月15日(金)

4

1 予定納税額期限等の周知について

令和6年分の所得税及び復興特別所得税について、定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されることに伴い、本人分の定額減税が予定納税第1期分から差し引かれることとなりました。また、同一生計配偶者や扶養親族分の定額減税については、予定納税額の減額申請を行うことで、予定納税額から差引することが可能となっております。

以上のことから、納期限が従来の7月31日から9月30日に変更となるとともに、減額申請の提出期限も従来の7月1日から7月15日までの期間から変更となり、7月1日から7月31日までと変更になっております。

振替納税を利用している関与先に対して、特に第1期分の口座振替期日が変更となっておりますので、期日の周知及び前日での預金準備のご指導をお願いします。

予定納税額の通知書については、令和6年6月14日(金)(特別農業所得者については10月15日(火))に発送します。

またe-Taxをご利用の方に対する電子通知は令和6年6月12日(水)(特別農業所得者については10月10日(木))に発行される予定です。

【担当：管理運営部門】

2 源泉所得税（納期特例分）について

源泉所得税徴収高計算書(納期特例分)の提出期限及び納期限

・・・・令和6年7月10日(水)

3 PDFファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について

(別添6「電子納税証明書がスマホで請求・受取できる」参照)

5

2 源泉所得税(納期特例分)について

源泉所得税徴収高計算書の納期特例分の提出期限及び納期限は7月10日(水)となります。

ご関与先に対して期限内提出及び期限内納付の指導をお願いいたします。また機会あるごとに、ご関与先に提出はe-Tax、納税はダイレクト納付の届出提出及び利用勧奨も併せてお願いいたします。

3 PDFファイルによる電子納税証明書の利用勧奨について

関与先から納税証明書を取得したい旨の相談があった場合には、特に利便性の高いPDFファイルによる電子納税証明書の積極的な利用勧奨をお願いします。

電子納税証明書(PDFファイル)は、スマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできます。また、書面による納税証明書と比べ手数料の負担が軽減(通常400円 370円)されるほか、自宅やコンビニ等でも印刷することができ、90日間の期限内であれば何度でも使用可能となっておりますので、複数枚提出が必要な場合など、利便性が大きく向上しています。

つきましては、電子納税証明書(PDFファイル)について、関与先の皆様に対して、御周知いただきますようお願いいたします。

【担当：徴収部門】

- 1 消費税を中心とした期限内納付指導について
(別添7「計画的な納税資金の積立てを」参照)
- 2 国税の納付が困難な方について
(別添8「国税を一時に納付できない方のために」参照)

6

- 1 消費税を中心とした期限内納付指導について
今後の中間申告分や確定申告分について、納税者が期限内に納付されるよう、納税資金の積立てや納期限・納付額を確認するなど、期限内納付の指導をよろしくお願いいたします。
特にインボイス発行事業者の登録を行い、新たに消費税課税事業者となった関与先に対しましては、計画的な納税資金の準備や振替納税手続、ダイレクト予納についてのご指導をいただき、滞納者とさせないためのご指導をお願いいたします。
- 2 国税の納付が困難な方について
国税を一時に納付することが困難な関与先に対し、換価の猶予等の制度の活用についての周知をお願いいたします。

【担当：個人課税部門】

記帳指導及び各種説明会

- (1) 記帳指導
令和6年度は、個別指導方式に加え、会計ソフト方式を追加
- (2) 各種説明会
記帳説明会、決算説明会、消費税申告説明会

7

令和6年度においても、国税局の方針に基づき記帳指導や各種説明会を実施します。

記帳指導におきましては、本年度より従来の個別指導方式に加えて、正規の簿記による記帳や電子帳簿保存法の改正に対応するために、会計ソフト方式での記帳指導が追加されます。例年、皆様から税務支援をいただいているところですが、本年度においても、実施に当たりましては、事前に協議させていただきます。

昨年度に引き続き、御協力のほどよろしくお願い致します。

(参考)

令和3年度まで、大阪局でも会計ソフト形式での記帳指導を実施。

以降、コロナ等でWEB面接による個別指導方式のみであったものが、本年度より復活します。

【担当：資産課税部門】

- 1 令和6年分の路線価図等の公開日について
令和6年7月1日（月）午前11時
国税庁ホームページにて公開予定
- 2 「特定路線価設定申出書」の提出に際しての注意事項
 - ・ 「特定路線価チェックシート」を活用し、設定の要否の確認
 - ・ 「特定路線価設定申出書」の提出の際、次の書類を添付願います。
所在図（写し）
公図（写し）
実測図（写し）
設定の対象となる道路に接続する道路及び付近の状況が確認可能な写真
（住宅地図等に撮影方向を示したものも添付願います。）

8

- 1 令和6年分の路線価図等の公開日について
4月22日（月）に国税庁ホームページで周知させていただいてますが、令和6年分の路線価図等が令和6年7月1日（月）午前11時に国税庁ホームページにて公開予定です。
顧問先から問い合わせがあった場合には、周知願います。
- 2 「特定路線価設定申出書」の提出に際しての注意事項
相続税及び贈与税の申告に当たり特定路線価設定の申出を行う場合には、まず大阪国税局ホームページに掲載されている「特定路線価チェックシート」を活用し、設定の要否の確認をお願いします。
当該道路の状況によっては、特定路線価の設定が不要な場合があります。
また、特定路線価設定申出書の提出に際しては、所在図、公図、実測図の各写しのほか、設定の対象となる道路、当該道路に接続する道路及び付近の状況が確認可能な写真の添付をお願いします。
なお、住宅地図等に撮影方向を示したものも添付をお願いします。

【担当：法人課税部門】

インボイス制度に係る周知広報等の取組について（新旧対比表）

- 免税事業者向けの「登録要否相談会」は引き続き実施
- 説明会については、ニーズに応じて開催。説明会を開催しない場合には、個別相談を充実
 - ⇒ その場合、個別相談の充実を発信し、相談しやすい環境を醸成するため、各署で実施している個別相談の一部を「インボイス制度相談会」と称し、庁HPにおいて周知を行い、月1回以上実施

		令和6年3月までの取組	令和6年4月以降の取組		
			説明会ニーズに応じて開催（※1）		
			多い	少ない	僅少
登録要否相談会		月1回以上実施	月1回以上実施		
説明会（※2）	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから 知りたい方向け～	月1回以上実施 ただし、確定申告期は署の実情等 に応じて、オンライン説明会に誘導 して差し支えない	月1回以上実施	開催を要しない	開催を要しない 庁オンライン説明会又は 説明会のアーカイブ動画に 誘導
	インボイス制度説明会	原則、開催を要しない 署の実情や事業者からのニーズが ある場合は開催	署の実情や事業者か らのニーズがある場合は 開催	開催を要しない	開催を要しない 庁オンライン説明会又は 説明会のアーカイブ動画に 誘導
【新規】インボイス制度相談会（※3） （主に登録済み事業者を対象に、事業者の事業実 態に即したインボイス制度等に係る個別相談）		—	開催を要しない （説明会で対応）	月1回以上実施 （説明会に代えて実施）	開催を要しない
個別照会（来署型個別相談）		事業者のニーズに応じ、柔軟かつ 丁寧に対応	事業者のニーズに応じ、柔軟かつ丁寧に対応		

- ※1 説明会ニーズの多寡については、直近の説明会参加者数に基づき、説明会を開催して対応する場合や個別相談で対応。
 ※2 講師派遣については、令和6年4月以降も引き続き、依頼に応じて積極的に対応する。
 ※3 登録要否相談会及びインボイス制度相談会は、同日に開催。

1

令和6年4月以降におけるインボイス制度の周知広報等の取組について

和歌山署においては、本年1月まで週1回のペースで、「説明会」及び「登録要否相談会」を併せて開催していたところ、4月以降は事業者の方から講師派遣の要請があった際は説明会を開催することとしております（黄色枠囲い部分。）。

なお、新たに「インボイス制度相談会」を開催することとなっておりますが、「登録要否相談会」及び「インボイス制度相談会」（黄色枠囲い部分）と併せて、月1回を目途に開催します。

また、「登録要否相談会」及び「インボイス制度相談会」は、これまで実施してきました「個別照会（来署型個別相談）」と同様に、予約制にて受け付けており、開催日については、庁HPにて周知広報しております。

（注）赤色枠囲い部分は、局の方針を示す。

		令和6年3月 までの取組	令和6年4月以降の取組 説明会ニーズに応じて開催(*1)	
			署の対応	原則
登録要否相談会		月1回以上実施	月1回以上実施	月1回以上実施
説明会 (*2)	インボイス制度説明会 (免税事業者向け)	月1回以上実施	開催を要しない	開催を要しない
	インボイス制度説明会	月1回以上実施	事業者のニーズがあ る場合は講師派遣	開催を要しない
インボイス制度相談会 (*3)			月1回以上実施	開催を要しない
個別照会 (来署型個別相談)		事業者のニーズに応じ、 柔軟かつ丁寧に対応	事業者のニーズに応じ、柔軟かつ丁寧 に対応	

【担当：法人課税部門】

開催日程一覧表(登録要否相談会及びインボイス制度相談会)

現在、開催が予定されている登録要否相談会及びインボイス制度相談会は以下のとおりです(今後、随時更新することを予定していますので、適宜ご確認ください。)
 「留意事項」欄に「要事前申込」と表示されている場合につきましては、該当の相談会の連絡先にお電話等で事前申込をお願いします。
 なお、申込状況等により、ご希望に添えない可能性がありますことあらかじめご了承ください。
 事前申込の必要がない相談会につきましても、混雑の状況等により、参加いただけない場合がありますのであらかじめご了承ください。
 以下の実施日以外にも随時、相談予約を受け付けていますのでお気軽に最寄りの税務署にご連絡ください。

開催日時		主催者	開催場所	相談会等の名称等	留意事項	連絡先
年月日	時間		地番、建物名 部屋番号等			代表電話の場合は、音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。
R6.6.24	9:00～16:00	和歌山税務署	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 和歌山税務署	・登録要否相談会 (個人事業者向け) ・インボイス制度相談会 (個人事業者向け)	【要事前予約】 ・6月17日17時までにお電話で予約願います。 ・相談者1組当たり1時間以内の個別相談となります。	和歌山税務署 個人課税第1部門 (直通電話) (073-424-2144)
R6.6.24	9:00～16:00	和歌山税務署	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 和歌山税務署	・登録要否相談会 (法人向け) ・インボイス制度相談会 (法人向け)	【要事前予約】 ・6月17日17時までにお電話で予約願います。 ・相談者1組当たり1時間以内の個別相談となります。	和歌山税務署 法人課税第1部門 (直通電話) (073-424-2158)

令和6年6月における「登録要否相談会」及び「インボイス制度相談会」は、個人事業者向け及び法人向けに分けて6月24日(9時～16時)に開催します。
 予約の受付は令和6年6月17日までとなっております。

【担当：法人課税部門（源泉）】

- 1 源泉所得税の納付指導及び納期限のお知らせについて
 - (1) 定額減税事務（月次減税事務）後の納付書の記載について
納付書の「俸給・給料等」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税控除後の金額」を集計した税額の金額を記入
 - (2) 納期限のお知らせハガキの発送について
納特の納期限のお知らせハガキを毎年6月20日頃に送付

- 2 定額減税（よくある問い合わせ）について（定額減税説明会等にて）
（別添9「定額減税のよくある問い合わせ」参照）

11

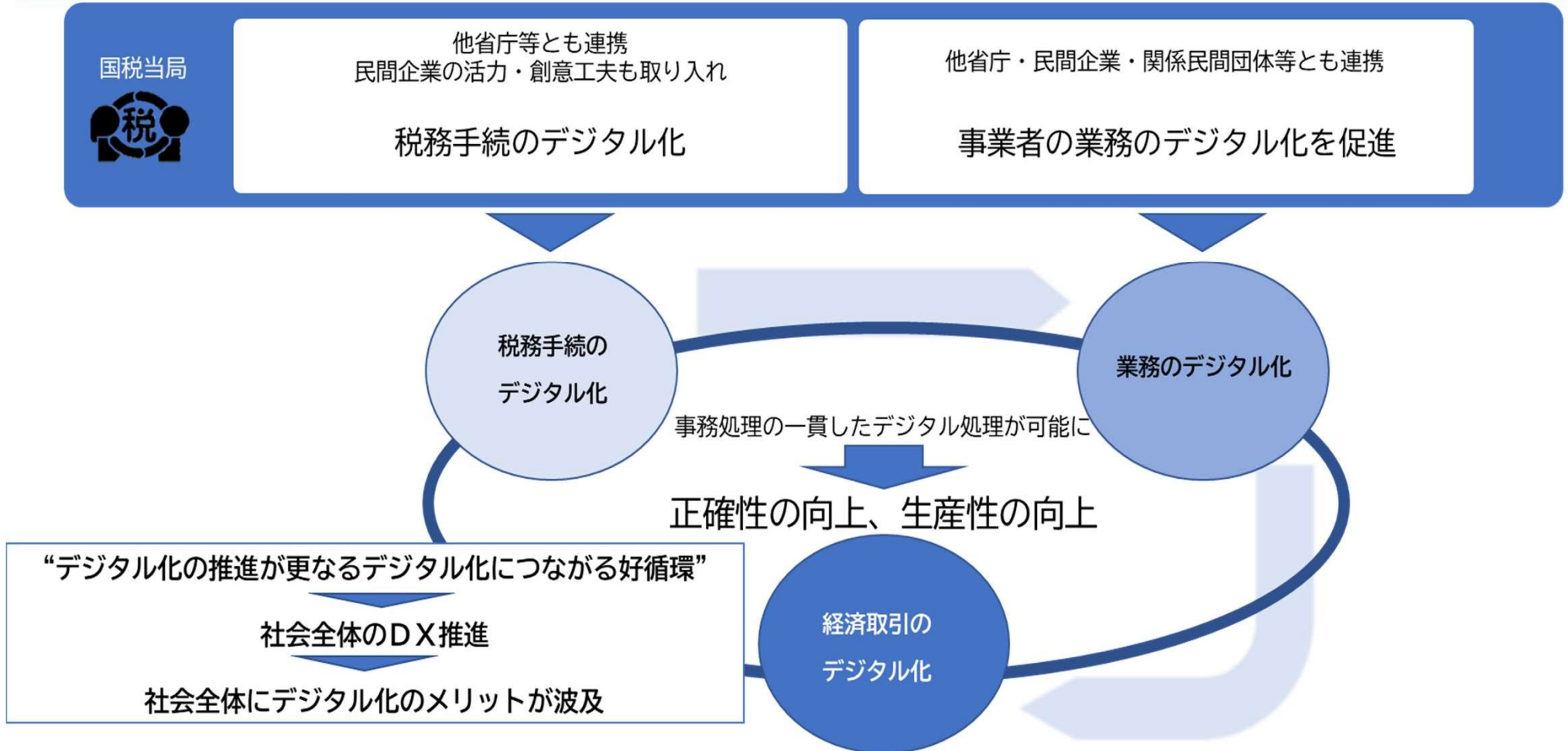
- 1 源泉所得税の納付指導及び納期限のお知らせについて
 - (1) 定額減税事務（月次減税事務）後の納付書の記載について
納付書の「俸給・給料等」の「税額」欄には、各人毎の「控除前税額から月次減税控除後の金額」を集計した税額の金額を記入してください。
 - (2) 納期限のお知らせハガキの発送について
納特の納期限のお知らせハガキが毎年6月20日頃に送付されるので、周知をお願いします。

令和6年6月5日

懇談会資料
【別添】

税務を起点とした社会全体のDXの推進（イメージ）

- ◆ 税務手続のデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化を併せて促進することにより、経済取引のデジタル化につなげていきます。これにより、事業者が日ごろ行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、生産性の向上等といった効果も期待されます。
- ◆ 他の事業者のデジタル化も促され、“デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環”が生み出されることを通じて、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。



お知らせ

掲載日：令和6年3月28日

法人税の電子申告は、4社に3社がALL e-Taxです！

令和4年度、納税者や税理士の皆様にご協力をいただき、法人税申告のe-Tax利用率は、はじめて9割を超えました。

詳細は、「[令和4年度におけるオンライン\(e-Tax\)手続きの利用状況](#) 」をご確認ください。

更に、e-Taxにより提出された法人税申告のうち、主要な別表、財務諸表や勘定科目内訳明細書など、申告書に添付すべきものとされている添付書類を含めたe-Taxの利用は、74.1%となり、すでに4社に3社が「ALL e-Tax」です。

この度、より多くの納税者の皆様に、添付書類を含めたe-Taxを利用していただくため、書面又はイメージデータにより提出されることが多い「財務諸表」について、法令上定められた形式でe-Taxへ送信するまでの流れなど、参考となる情報を当ホームページに掲載しました。是非、法人税申告をe-Tax送信する際のご参考にしてください。

[財務諸表データの送信](#)

**法人税の電子申告は、
4社に3社がALL e-Taxです!!**

※ALL e-Taxとは、法人が主要な別表や財務諸表など申告書に添付すべきものとされている書類をe-Taxで送信することをいいます。

Webアンケートへのご協力をお願い!!

現在、国税庁では、納税者や税理士の皆様の更なる利便性の向上と税務行政の効率化を目的として、e-Tax利用者の皆様に、会計ソフトに関するアンケートを実施しております。

当アンケートは、約3分で完了しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【実施方法】

Googleフォームによる無記名式アンケート

【実施期間】

令和6年3月28日～令和6年6月30日

[アンケートの回答はこちら](#)

日本の未来を 税のスペンチャリスト が支え続ける。

2024年度 国家公務員
**税務職員
採用試験**

申込受付期間

令和6年6月14日(金)～6月26日(水)

第一次試験日

令和6年9月1日(日)

国税庁ホームページ



税務職員

検索

Web-TAX-TV



国税庁 採用動画

検索



令和6年度税務職員採用試験要領

税務職員募集のお知らせ（令和6年度 税務職員採用試験）

- 受験資格**
- 1 令和6年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び令和7年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
 - 2 人事院が1に掲げる者に準ずると認める者

試験の程度 高校卒業程度

申込受付期間 令和6年6月14日（金）～26日（水）（原則として、インターネット申込みとなります。）
インターネット申込専用アドレス [<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]

【お申込みはこちら】



試験日及び試験種目

試験	試験日	試験種目	解答時間
第1次試験	9月1日（日）	基礎能力試験（多肢選択式）	1時間30分
		適性試験（多肢選択式）	15分
		作文試験	50分
第2次試験	10月9日（水）～ 10月18日（金） ※ 第1次試験合格通知書 で指定する日時	人物試験	
		身体検査	

合格者発表日 第1次試験合格者発表日（令和6年10月3日（木）午前9時）
最終合格者発表日（令和6年11月12日（火）午前9時）

採用予定数

- 1 採用予定数については、別途、人事院ホームページに掲載します。
- 2 採用予定数は変動することがあります。
最新情報は人事院ホームページで確認してください。

問合せ先 大阪国税局人事第二課（試験係）（☎ 06-6941-5331）又は●●税務署総務課

試験地

第1次試験 京都市、大阪市、神戸市、奈良市、和歌山市

第2次試験 第1次試験合格通知書で通知

その他 採用に関する情報は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 「国税庁等について」⇒「採用情報」にも掲載しています。

大阪国税局

「国税専門官 1 DAY 仕事体験」 開催案内

大阪国税局で仕事体験！！

日 時

・ 令和 6 年 **8 月 22 日 (木)** ・ **23 日 (金)**

・ 各日 : **9:30~17:00 (集合形式)** ※ 開催内容は両日とも同一

場 所

・ **大阪国税局** (大阪府中央区大手前1-5-63)

参加型の模擬調査、業務説明、採用試験の概要説明、先輩職員の経験談などここでしか体験できない内容です！！

応募方法

6 月 10 日 (月)

大阪国税局HP掲載予定！！

大阪国税局HP



二次元コードをスマートフォン等のカメラアプリで読み取り、表示されたサイトを「ブックマーク」の上、掲載予定日以降にサイトをご確認ください。
なお、「マイナビ2025」により申込受付を行いますので、事前に「マイナビ2025」のご登録をお願いします。



書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



さらに便利に!/ 電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

メリット 1

いつでもどこでも!

スマホで
完結!

タブレットでも!



メリット 2

手数料が
お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット 3

期間内であれば
何度でも
印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



◀ 詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成



税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合)

1 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の(新規作成)から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。

右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続きです。



3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

4 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。

詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダーの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、**インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!**

計画的な納税資金の積立てには『**予納ダイレクト**』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、安心! 確実!



定期的に均等額を予納すると...



申告納税額



最後の納付が少なくて済んだわ!

差額もダイレクト納付!

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (左記に該当するものを除く) など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税売上高	各月売上高	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	年間課税売上高	積立目安月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	20万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	30万円	2.5万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円

*上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、約**1.7万円**になります。

インボイス発行事業者の方!

『2割特例』ご存じですか?

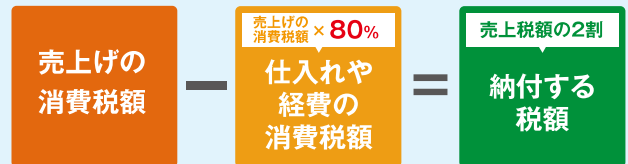
インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)へ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
TEL0120-205-553
受付時間9:00~17:00(土日祝除く)



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



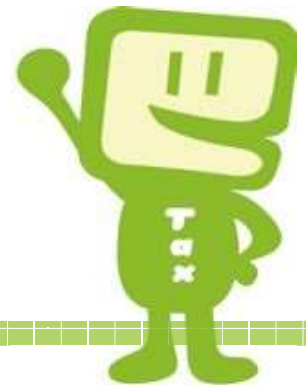
✓ 現金の準備が不要!



選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、
国税庁
ホームページへ



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00(土日祝除く)

詳しくは、
国税庁ホームページへ



国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税の猶予の
詳細はこちら



申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります（当初の猶予期間と合わせて最長2年）。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

- 申請書の書き方などについては、「[猶予の申請の手引](#)」をご覧ください。
「[猶予の申請の手引](#)」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。
- 申請書は、[スマホやタブレット](#)からe-Taxソフトで、作成・提出することができます。
- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

e-Taxソフト
(SP版)



○ 定額減税のよくある問い合わせ

Q 1 扶養者である配偶者もしくはお子さまがパートまたはアルバイトをしており、勤務先に「扶養控除等申告書」を提出し、かつ基準日在職者である。

本人の給与収入が年間 103 万円以下の予定ではあるが、月によって 88,000 円を超える場合があれば、月次減税が適用されるため、一時点でご主人の扶養と扶養者本人の二重減税に該当するのではないか。

A 1 配偶者もしくはお子さまの合計所得が 48 万円以下（給与収入が 103 万円以下）であれば、年末調整または確定申告で結果的に所得金額がゼロとなる。

配偶者もしくはお子さま本人から定額減税額は控除されなく、問題はない。

Q 2 従業員のなかに公的年金等の受給者がいる場合、公的年金等の支払者のもとでも定額減税額の控除が行われるが、給与支払者からも定額減税額を行うのか

A 2 他の従業員と同様に「月次減税事務」を行っていただく。重複して定額減税の控除が行われることになるが、最終的な定額減税額の精算を確定申告により行っていただくことになる。

Q 3 給与の支払者のもとで基準日在職者であった人が再就職をした場合、再就職先での月次減税の適用はどのようになるか。

A 3 月次減税額のうち、控除しきれなかった部分を繰り越したまま退職し、その後国内の他の企業等へ再就職した場合については、再就職先においては月次減税は行わず、年末調整時に年調減税額の控除を行うことにより、月次減税事務で控除しきれなかった残りの金額を精算する。

Q 4 給与所得者が退職した場合（年末調整を了した場合を除く。）に作成する源泉徴収票の作成方法についてどのように行うか。

A 4 「給与所得の源泉徴収票」の（摘要）欄には、定額減税額等を記載する必要はない。「源泉徴収税額」欄には、控除前税額から月次減税額控除後の源泉徴収税額合計額を記載する。

Q 5 基準日在職者が令和 6 年 6 月 1 日以後に退職し、退職後に給与の支払がある場合に、その人の退職後でも給与の支払者は月次減税額を控除はできるか。

A 5 「給与所得の源泉徴収票」の交付まで（退職後 1 か月以内）の間であることと、他の給与の支払者に扶養控除等申告書を提出していないことを確認の上、退職時の源泉徴収義務者のもとで定額減税を行って差し支えない。